

平成27年11月中旬より順次

マイナンバーをお届けします！



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年10月より国内に住む全ての人に12桁の番号(マイナンバー)を割り振る共通番号制度関連法が施行され、マイナンバー制度がスタートしました。御前崎市では、11月中旬から皆さんにマイナンバーが記載された「通知カード」をお届けしていく予定です。

問い合わせ 市民課 ☎0537⑤1117



マイナンバーの通知カードは、10月5日現在の住民票の住所に右のような「簡易書留」で届きます。封筒が届いたら、中身を確認しましょう。



封筒には次の4点が同封されています

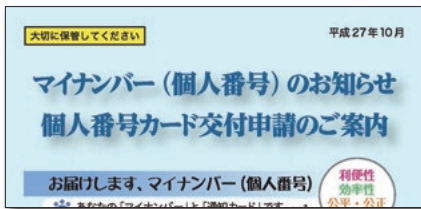
1 宛名台紙
(問い合わせ先の記載あり)



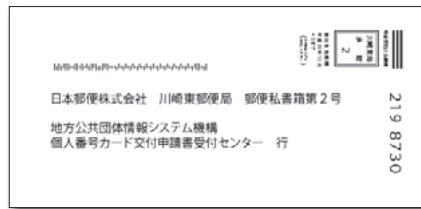
2 通知カード、個人番号カード交付申請書がセットになったもの(世帯人数分最大8枚)



3 説明用パンフレット
(8ページ3つ折り)



4 個人番号カード交付申請書の返信封筒(1枚)



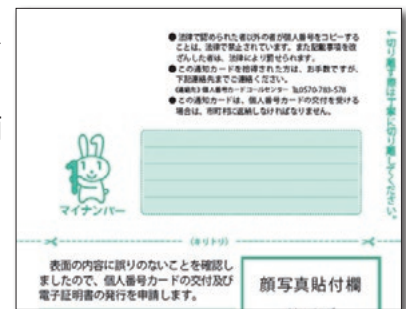
個人番号カードの申請方法は、広報おまえごき平成27年8月号をご覧ください。



2の通知カードはミシン目に沿って切り離し、**大切に保管してください**。平成28年1月以降、さまざまな手続きで使用するほか、個人番号カードの交付時にも必要です。



◀おもて面



▶うらな面



詐欺行為にご注意ください！

市の職員などと名乗る、マイナンバーに関する不審な電話や訪問が市内でも発生しています。内容は「マイナンバーの調査にあたり、家族構成を教えてください」などと、名前や家族構成を尋ねるのが大半です。**マイナンバーに関する事で市の職員や業者が個別に電話・訪問すること、個人情報を尋ねることは絶対にありません。**不審な電話や訪問があった場合は、迷わず御前崎市消費生活センター(☎0537⑤1117)や警察相談専用電話(☎#9110)へご相談ください。

